

城南ファミリー口座規定（普通預金追加規定）

1.（対象口座）

この口座は、当店と所定の取引がある個人の方の普通預金口座を対象とし、申込みにより取扱います。

2.（利息）

この口座の利息は、普通預金利率に優遇利率を加えた店頭表示の城南ファミリー口座の利率を適用し計算します。

ただし、一定期間所定の取引項目を満たさない場合には、城南ファミリー口座の取消しを行い、普通預金利率を適用します。

3.（規定の変更等）

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページへの掲載その他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。

(2) 規定の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

城南ビジネス口座規定（普通預金追加規定）

1.（対象口座）

この口座は、当店と所定の取引がある法人、事業先の方の普通預金口座を対象とし、申込みにより取扱います。

2.（利息）

この口座の利息は、普通預金利率に優遇利率を加えた店頭表示の城南ビジネス口座の利率を適用し計算します。

ただし、一定期間所定の取引項目を満たさない場合には、城南ビジネス口座の取消しを行い、普通預金利率を適用します。

3.（規定の変更等）

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページへの掲載その他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。

(2) 規定の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上